

## 業務委託仕様書

本公募は、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、当初予算成立前に募集の手続を行うものです。委託事業者の決定や予算の執行は、令和8年度当初予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、予め御了承ください。

また、本公募は、国の交付金活用事業であり、国の予算成立等の状況により、今後、内容、スケジュール等が変更になることもありますので、予め御了承ください。

### 1. 委託業務名

世界に誇る食のエリア形成推進等業務

### 2. 事業目的

世界に誇る食のエリア推進協議会は、神戸・淡路地域が連携し、食を基軸としたブランド価値の向上を図る取り組みを行い、当該エリアならではの食のブランド価値向上や旅行者の受入基盤整備、飲食人材育成等により、国内外からの観光誘客の促進を図る。

※下記5. ターゲット及び目標入込客数の実現に向けて、神戸・淡路地域を世界に誇る食のエリアとしてブランド化するために必要な事業を想定し、2030年までのロードマップを示しつつ、令和8年度の事業を提案すること。

### 3. 事業期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

### 4. 事業の概要

神戸・淡路地域において食を基軸としたブランド価値向上や旅行者の受入基盤整備、飲食人材育成等に関する事業を実施する。

### 5. ターゲット及び目標入込客数

メインターゲット：神戸空港国際線を利用して来訪する国際旅客

現状（2024年）（外国人宿泊客）：神戸市 95.7万人 淡路島 2.4万人 合計98.1万人

目標（2030年）（外国人宿泊客）：神戸市 200万人 淡路島 25万人 合計 225万人

### 6. 委託業務内容

#### (1) 企画・調整・実施について

以下に記載する業務の企画・調整・実施を行うこと。各項目の記載事業費を目安に適切に事業費配分することとし、効果的なプロモーション等に努め、より成果が上がる手法を検討すること。

#### ①食のエリアとしてのブランド価値向上（25,000千円）

食のエリアとして世界に向けて効果的な情報発信ができる仕掛けとして、主としてインバウンドの誘客拡大に資するクライテリアの獲得によるプロモーションを行うこと。

- ・クライテリアの対象は、神戸・淡路地域に店舗が所在する飲食店とすること。
- ・クライテリアについては、主にインバウンドに認知度が高いものを採用すること。
- ・クライテリアを獲得した飲食店情報を掲載した紙媒体とホームページを作成し、情報発信を行うこと。

#### ②食を目的とした旅行者の増加（11,000千円）

- ・神戸・淡路地域の農・食・観光事業者（生産・飲食・物販等）が参加する訴求力のある食の魅力発信イベントを開催すること。
- ・神戸空港就航先への食をテーマとした訪日プロモーションの実施により、食を目的とした旅行者の増加を図ること。

- ・訪日プロモーションについては、神戸空港就航先現地または神戸空港もしくは関西国際空港でのプロモーションを行うこと。

### ③食のエリアとしての受入基盤の整備 (7,000 千円)

来訪者と神戸・淡路地域をつなぐ観光ガイドの活用、食に関する体験プログラムの磨き上げ、旅行エージェントによる神戸・淡路地域におけるツアー造成、地域のブランド食材を活用した料理コンテストなど、食のエリアとしての受入基盤の整備を図ること。

- ・淡路島観光協会が育成する淡路島カルチャーアテンダントを活用し、旅行エージェントによるツアー造成を図ること。
- ・地域食材を活用した料理コンテストの開催により、料理人の技術研鑽に資すること。

### ④食を支える人材の育成 (7,000 千円)

地域の教育機関や民間調理学校と連携し、神戸・淡路地域を誇りとする料理人の育成や食の多様性の理解を深めるためのセミナー開催などにより、食を支える人材の育成を図ること。

- ・淡路地域において、県立淡路高校調理コースなどの学生を対象としたセミナーを複数回開催すること。
- ・神戸・淡路地域において、飲食店などを対象とした食の多様性の理解を深めるためのセミナーを複数回開催すること。

## (2) 運営管理について

- ①当該取り組みに係るシンボルイメージ (シンボルロゴ)、キャッチフレーズを設定すること。
- ②上記の業務を実行するために必要な人員や機材・消耗品等を手配すること。
- ③取組をより効果的で魅力的なものとするために、上記以外の独自の企画提案を行っても良い。
- ④神戸・淡路地域の観光関係団体 (ひょうご観光本部、神戸観光局、淡路島観光協会) 等との連携を図ること。
- ⑤イベント開催にあたっては、当日の進行や人員配置、各種図面、緊急連絡先等を網羅した運営マニュアルを作成し、実行委員会事務局と情報共有を図ること。

## (3) 観光誘客等について

- ①企画にあたっては、シンボルイメージ、キャッチフレーズを踏まえ魅力的な演出を行うこと。
- ②神戸・淡路島への食を切り口とした観光誘客に繋がるプロモーションを行うこと。
- ③インバウンド対応 (外国語での表現) を考慮すること。

## 8. 委託金額の上限額

当該業務に係る委託金額の上限額は、¥50,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) とする。企画、運営、設営等に係る費用や施設利用料金、共益費、各種経費についてはすべて委託料に含む。

※委託金額とは別に、企画提案者が独自に企業協賛を得て企画立案することは差し支えない。

## 9. 報告書の提出

### (1) 成果物の提出等

- ア) 提出期限 業務完了後
- イ) 提出場所 南あわじ市産業建設部商工観光課万博・観光戦略室
- ウ) 提出物 ①実施報告書 (紙媒体) 7部  
②実施報告書 (DVD 等電子媒体) 7部

### (2) 成果物について

- ア) 成果物の記載内容等については、事前に事務局 (南あわじ市) と協議の上、作成すること。
- イ) 成果物については、事業の内容や来場者数、会場内の記録写真、制作物等を記録した報告書とすること。
- ウ) 成果物の送付にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。
- エ) 業務実施状況等を分かりやすく編集すること。

## 10. 委託料の支払い

事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

#### 11. 受託体制及び一括再委託の禁止

本業務は共同事業体にて受託することを可とする。単独企業で受託する場合、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、予め事務局が認めた場合、この限りではない。

#### 12. 留意事項

- (1) 本業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (3) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (4) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (5) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 受注者は関係法令を遵守し、その適用及び運用に関しては受注者の責任において適切に行うこと。

#### 13. その他

- (1) 本事業の実施、本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を受けること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこととする。